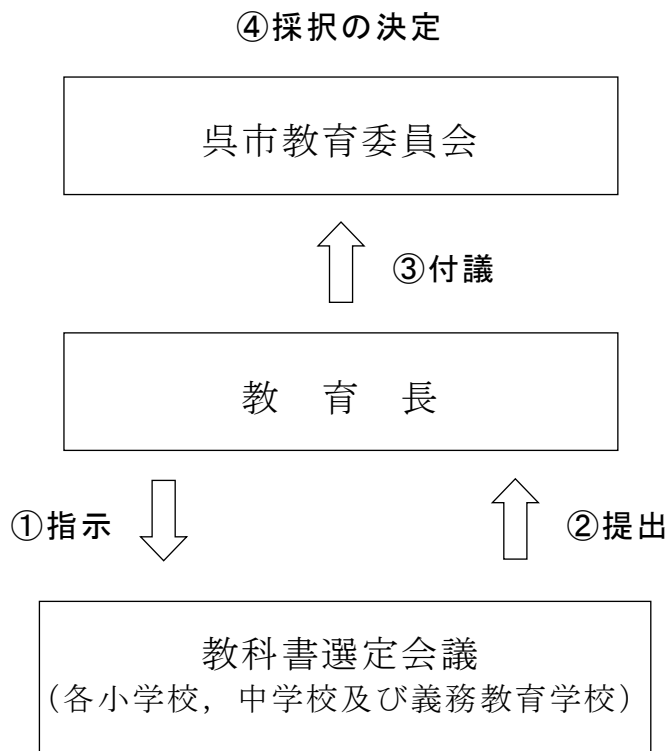


教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小学校，中学校及び義務教育学校（以下「各学校」という。）に「令和８年度に呉市立義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択基本方針について」及び日程を示し，教科用図書の選定について指示する。
- ② 各学校は，教科書選定会議を設置し，児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに，選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ④ 各学校が選定した教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。